

## ●高額医療・高額介護合算療養費制度について

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険で1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に支払った医療費と介護サービス費の自己負担した合計額（高額療養費や高額介護サービス費などで支給された額を除く。）が世帯単位の限度額を超える場合に、その超えた額が「高額介護合算療養費」（介護保険では「高額医療合算介護サービス費」といいます。）として支給される制度です。

所得区分		限度額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	2 1 2 万円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	1 4 1 万円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	6 7 万円
一般（下記の区分Ⅰ、Ⅱ以外）		5 6 万円
区分Ⅱ（世帯全員が非課税者であるが所得がある）		3 1 万円
区分Ⅰ（世帯全員が非課税者で所得が0円）		注 1 9 万円

医療費または介護サービス費のどちらかの自己負担額が0円の場合は支給されません。

計算した支給額が500円以下の場合には支給されません。

注：介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です。

問い合わせ先

・七宗町役場住民課保険係

電 話：0574-48-1112

FAX：0574-48-1481